距離をその設定がされる範囲のうち最も浅い部分の深さからその大深度までの距離で除して得た数を乗じて計算した金額の占める割合が一〇分の五以上となるときは、その設定の直前の土地の価額のうちにその借地権の価額の占める割合を乗じて計算した金額は、所得の金額の計算上、損金の額に算入することとした。（第一三八条関係）

10　資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入について、事業年度において生じた資産に係る控除対象外消費税額等のうち損金経理によりその生じた全額をその事業年度の損金の額に算入することができるものに特定課税仕入れに係る控除対象外消費税額等を加えることとした。（第一三九条の四関係）

11　内国法人の外国税額控除について、国外所得金額の計算方法等の細目を定めることとした。（第一四一条の二～第一四一条の八及び第一五五条の二七の二～第一五五条の二七の四関係）

12　外国法人の恒久的施設と本店等との間で、国内不動産の譲渡所得又は貸付対価等の国内源泉所得を生ずべき資産の当該恒久的施設による取得又は譲渡に相当する内部取引があった場合の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算の細目を定めることとした。（第一九〇条の二関係）

二　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二三年政令第三七九号）の一部改正関係

平成二四年四月一日前に更生手続開始の決定があったこと等の事実が生じた場合の欠損金の繰越し等に関する経過措置の廃止に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。（法人税法施行令の一部を改正する政令附則第六条及び第一四条関係）

三　法人税法施行令の一部を改正する政令（平成二六年政令第一三八号）の一部改正関係

外国法人の恒久的施設帰属所得に係る所得の金額の計算について、欠損金の繰越控除制度等の改正に伴い、所要の整備を行うこととした。（法人税法施行令第一八四条関係）

四　施行期日

この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇地方法人税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四三号）（財務省）

1　外国法人の地方法人税に係る外国税額控除の控除限度額の計算の細目を定めることとした。（第三条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年四月一日から施行することとした。

◇相続税法施行令の一部を改正する政令（政令第一四四号）（財務省）

1　相続税の債務控除をする公租公課の金額の範囲から、贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例に係る相続等納税猶予分の所得税額を除くこととし、その後当該相続等納税猶予分の所得税額に相当する所得税を納付することとなった場合には更正の請求をできることとした。（第三条及び第八条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、平成二七年七月一日から施行することとした。

◇消費税法施行令等の一部を改正する政令（政令第一四五号）（財務省）

一　消費税法施行令の一部改正関係

1　役務の提供を受けた事業者に納税義務が課されることとなる特定役務の提供の範囲を、映画若しくは演劇の俳優、音楽家その他の芸能人又は職業運動家の役務の提供を主たる内容とする事業として行う役務の提供のうち、国外事業者が他の事業者に対して行う役務の提供とすることとした。（消費税法施行令第二条の二関係）

2　外国人旅行者向け消費税免税制度（輸出物品販売場制度）について、次のとおり見直しを行うこととした。

㈠　外国人旅行者等が非居住者であることを証するために提示することとされている書面の種類に、船舶観光上陸許可書を加える。（消費税法施行令第一八条関係）

㈡　輸出物品販売場の許可に関する手続等（消費税法施行令第一八条の二及び第一八条の三関係）

イ　輸出物品販売場の許可について、次に掲げる輸出物品販売場の許可の区分に応じ、その納税地を所轄する税務署長に申請書を提出する手続等の細目を定める。

(1)　一般型輸出物品販売場の許可

非居住者に対して譲渡する物品に係る免税販売の手続（以下「免税販売手続」という。）が、当該販売場においてのみ行われる輸出物品販売場（一般型輸出物品販売場）については、免税販売手続に必要な人員を配置する販売場であること等の一定の要件を満たしている場合について許可する。

(2)　手続委託型輸出物品販売場の許可

免税販売手続が、当該販売場の所在する特定商業施設内に一の承認免税手続事業者が設置する免税手続カウンターにおいてのみ行われる輸出物品販売場（以下「手続委託型輸出物品販売場」という。）については、当該販売場において譲渡する物品に係る免税販売手続につき、当該販売場を経営する事業者と当該承認免税手続事業者との間において代理に関する契約が締結されていること等の一定の要件を満たしている場合について許可する。

イ　特定商業施設

特定商業施設とは、商店街振興組合の定款に定められた地区、事業協同組合の定款に定められた地区のうち事業者が近接して事業を営む地域であってその大部分に一の商店街が形成されている地域、大規模小売店舗又は一棟の建物とする。

ロ　承認免税手続事業者

承認免税手続事業者とは、現に国税の滞納がないこと及び免税手続カウンターに免税販売手続に必要な人員を配置すること等の一定の要件を満たす事業者（免税事業者を除く。）で、一の特定商業施設内に免税手続カウンターを設置することにつき、その納税地を所轄する税務署長の承認を受けた者とする。

ハ　免税手続カウンター

免税手続カウンターとは、他の事業者が非居住者に対して譲渡する物品に係る免税販売手続につき、承認免税手続事業者が代理を行うための施設設備とする。

(3)　合算対象輸出物品販売場における特例

一の承認免税手続事業者が免税販売手続を行う一の特定商業施設内に所在する複数の手続委託型輸出物品販売場（以下「合算対象輸出物品販売場」という。）において、同一の日に同一の非居住者に対して譲渡する物品の対価の額を合計している場合には、当該合算対象輸出物品販売場を一の販売場とみなして、免税となる最低購入金額の基準を適用する。

(4)　承認免税手続事業者の義務

承認免税手続事業者は、免税販売手続の代理を行う手続委託型輸出物品販売場の別に、当該免税販売手続に関し作成した記録を保存しなければならない。

㈢　事前承認港湾施設の承認申請手続等の細目を定める。（消費税法施行令第一八条の四関係）

㈣　その他所要の措置を講ずる。

3　事業者が特定課税仕入れに係る対価の返還等を受けた場合における帳簿の記載事項等について定めることとした。（消費税法施行令第五八条の二関係）

4　確定申告書に記載すべき課税標準額に対する消費税額がなく、かつ、課税仕入れに係る消費税額が特定課税仕入れに係る消費税額のみに係るものである課税期間においては、当該課税仕入れに係る消費税額を零として確定申告書に記載しなければならないこととした。（消費税法施行令第六六条関係）

5　登録国外事業者について、国外事業者登録簿に登載する事項を定め、その公表は、インターネットを利用して公衆の閲覧に供する方法により行うこととした。（附則第七条関係）

6　その他所要の規定の整備を行うこととした。